

【印西市の小・中学校へ通うみなさんへ】

だれもが^{えがお}笑顔の^{しゃかい}社会をめざして

～^{しょう}障がいのある^{ひと}人への^{さべつ}差別や^{ぎゃくたい}虐待をなくそう～



いんざいしちいきじりつしえんきょうぎかい
印西市地域自立支援協議会

せいかつ そうだんしえんぶかい
生活・相談支援部会



千葉県PRマスコットキャラクター
チーバくん



印西市マスコットキャラクター
いんざいくん

しょう 障 がいのある人 ひと ってどんな人？

<目が不自由な人※まったく見えない、または見えづらい人など>

歩くときに白杖を使う人がいます。点字や録音図書で本をよむ人もいます。白杖を高く上げたときはこまったときのサインなので声をかけましょう。歩道や視覚障害者用ブロックの上を自転車などでふさがないようにしましょう。また、いきなり手をとると驚いてしまいますので、「お手伝いしましょうか？」と声をかけてください。



<耳が不自由な人※まったく聞こえない、または聞こえづらい人など>

外見では障がいのあることがよくわかりません。手話や筆談でお話をする人がいます。手話でなくとも身振りや、口を大きくあけてゆっくりお話ししたりすれば伝わる人が多いです。

<生活や運動が不自由な人>

移動のときに車いすや杖、義足などを使う人がいます。車いすを使う人は通路に物がおいてあったり段差があったりすると前に進めません。そんなときはまわりの人が声をかけてお手伝いしましょう。



<学びやコミュニケーションが苦手な人>

学習や生活の学びがゆっくりで、理解するまでに時間のかかる人がいます。人によって状態はさまざまです。ひとりひとりにあわせて教育と支援をうけながら、経験したことや学んだことにより社会に参加しています。話をするときは相手の顔を見ながら笑顔とやさしい声でわかりやすく話しましょう。

<心に病気がある人>

気分障害、統合失調症、うつ病、てんかんなど、心の病気によって疲れやすく生活のしにくい人がいます。外見ではわかりにくいので、誤解されやすいです。こまっている様子をみかけたら、「どうしましたか？」など、ゆっくり声をかけましょう。



<体の内部に障がいのある人>

外見からはわからないのですが、疲れやすかったり、トイレに不自由したり、病気などのために内臓の一部の機能が弱くなったり、うまく動けなくなったり、携帯電話の電波が悪影響となったりする人がいます。周りの人は、その人の状態にあわせて気をつける必要があります。

しょう 障 がいのあるひと への差別 だってどんなこと？

しょう 障 がい を理由 に断つたり、合理的配慮(※)を求められたのに応 じなかつたりした場合に差別となります。

たとえば…

しょう 障 がいがあることを理由に、病気の時にお医者さんに診せない。

しょう 障 がいがあることを理由に、バスや電車に乗せない。

しょう 障 がいがあることを理由に、レストランで食事をさせない。

やくしょ 役所の窓口の人が、みみ 耳の不自由な人から筆談によるコミュニケーションを求められても「忙しいから」といっておろじ 応じない。

スーパーの店員が、くるま 車いすの人から棚の高い位置にある商品を取ってほしいと求められても「自分の仕事ではない」といっておろじ 応じない。

※ しょう 障 がいのある人から何らかの配慮を求められた場合に、配慮する側にとって大きな負担にはならない程度のもの



しょう 障 がいのあるひと への虐待 だってどんなこと？



かぞく 家族、しせつ 施設の職員、はたら 働いている会社の社長、などが

○たたく、なぐる、ける、とてもあついものを食べさせる、てあし 手足をしばる、へや 部屋から出さない、など(身体的虐待)

○おしりやむねをさわる、はだか 裸の写真を撮る、むり やりキスをするなど(性的虐待)

○どなる、ひとまえ 人前でばかにする、わるくち 悪口やひどいことを言う、ななかま 仲間はずれにするなど(心理的虐待)

○ふうろ 風呂に入らせない、ごはんを食べさせない、びょうき 病気になっても病院につれていけない、など(ネグレクト)

○勝手にお金を使う、ねんきん 年金や働いて得たお金を渡さない、きゅうりょう 給料から勝手にお金を引いている、など(経済的虐待)

しょう 障 がいのあるひと への差別 や虐待 は法律で禁止されています。

しょう 障 がいのあるひと への差別 や虐待 を見かけたら、かぞく 家族や

がっこう 学校の先生に相談しましょう。

しょう ひと せつ とき き 障がいのある人に接する時、気をつけたいこと

- ・ しょうがいのあるひとを「かわいそう」などと特定のイメージで見てしまうと誤解や偏見につながります。障がいがあるからといって特別な目で見ることはやめましょう。
- ・ しょうがいのあるひとをサポートするときは、ほんにん きぼう そ おこな
いましょう。「なにかお手伝いできることはありませんか？」と声をかけるなど、しょうがいのあるひと もと はいりよ かくにん
を認めるなど、しょうがいのあるひとが求める配慮を確認しましょう。
いつぼうてき しんせつ せつかい
一方的な親切は、お節介になることもあります。
- ・ しょうがいのあるひとにも得意不得意があります。その人の個性や
のうりよく い
能力が生かせるような配慮を心がけましょう。



しょう ひと さべつ ぎやくたい 障がいのある人への差別や虐待をなくして、 えがお す しゃかい だれもが笑顔で過ごせる社会をめざしましょう。



- ・ じぶん以外 だれ 誰かのことを考え、思いやる社会
- ・ 困っている人に気づいたら皆が行動し、助けられる社会
- ・ だれもが安心して、楽しく過ごせる社会



※保護者のみなさまへ

印西市では、障がいのある人への差別虐待のないまちづくり、障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりを進めています。このことでお気づきのことがありましたら下記までご連絡ください。

【障がいのある人への差別に関する相談窓口】

印西市役所障がい福祉課 TEL. 0476-33-4136 FAX. 0476-42-0381

障害のある人もない人も共に暮らしやすい

千葉県づくり条例 相談窓口 TEL. 043-486-5991 FAX. 043-486-2777

【障がいのある人への虐待に関する相談窓口】

印西市障がい者虐待防止センター TEL. 0476-37-6776 FAX. 0476-85-7722